

## ⑯御家譜略記 全（一部）

天保 11 (1840) 年カ 11 月 1 日

清和天皇以来の結城松平家の系図と略歴を記した文書です。家祖の結城秀康や、松平大和守家当主の事績が詳細に記述され、  
7代松平直温なおあつが寛政7(1795)年に誕生した頃まで記述されています。パネルでは5代朝矩とものり（直賢）部分を紹介しました。

朝矩は、元文3(1738)年3月14日松平明矩あきのりの長男に生まれ、寛延元(1748)年11歳で播磨国姫路（現兵庫県）藩主となります。しかし年少のため翌年上野国前橋に移封となります。明和5(1768)5月、武藏国川越（現埼玉県）に初入りしますが、翌月31歳で死去しました。初名は直賢、通称喜八郎。川越藩主松平(越前)家初代。

八木健次家文書 P09702 No. 255

# 朝矩公

從四位侍從大和守  
始直賢公

【史料⑮】御家譜略記 全より

元文三年戊午三月十六日於白川御誕生御幼名久太郎君

又喜八郎君下御改アリ

同年九月十一日堀中与一左衛門治喬家苗可差上吉

何付則堀中喜八郎君称シタテミツル

同五年庚申三月十一日公儀は御廣有之此時ヨリ松平

ヲ称シタマフ

出

寛保二年庚戌明矩公姫路江御所替ニ甘同年二月五日白

川御發駕ニテ江府溜池の御屋鋪へ入ラセテル

立

同三年辛亥五月御痘瘡ヲ病ニ王フ

寛延元年戊辰十一月十七日明矩公御逝去時朝矩公御年

同年十二月二十七日於堀田相模守殿御宅御遺領御相續

立爲仰付此時御同姓出羽守様御同道也且又姫路ハ前

柄之義御幼年ニ付至來春御所替可文仰付之旨

同年己巳正月五日依召爲御名代御同姓出羽守様御

登城喜八郎君上州前橋江御所替ニ爲仰付

同月二十七日御席大廊下ニ就仰出

同年五月二十二日姫路御渡前橋御請取アリ

同年十一月十三日前橋御本城利根川流御城の方江久込

危有之ニ付御住居三ノ丸江御移之儀御老中本多伯耆守

正珍侯江女仰達之處同月二十七日以御奉書御願之通

立爲仰付

同年十二月十八日御登城被叙四品大和守ト御改アリ

時御年十二歳

同三年庚午十一月二十七日御登城松平土佐守山内豊

敷侯御息女御縁組御願之通ニ爲仰付

同年十二月十二日御縫脰

宝曆元年辛未十一月十一日御元服同日御着甲

同二年壬申五月七日前橋爲御初入江府御発駕同月九日

御着城時御年五歳

同七年丁丑五月三日松平豊敷侯御息女御入輿

同八年戊寅正月十一日御實名朝矩公上御改アリ

同九年己卯十月二十七日藤井右京權太夫兼矩卿御息女

松萬殿爲養女從御城直三御入輿御年松平豊敷侯

同十三年癸未六月四日豆州熱海入湯同月二十五日御帰府

同年七月九日前橋御城利根川水筋恩鉢御城地江段々久

込御住居危有之ニ付御見分之儀兼テ御願之處今日御願

朝矩公 始直賢公

從四位侍從大和守

元文三戊午年三月十六日、白川に於いて御誕生、御幼名久太郎君、

又喜八郎君と御改めあり

同年九月十一日、堀中与一左衛門治喬家苗可差上吉

何付則堀中喜八郎君称シタテミツル

同五年庚申三月十一日公儀は御廣有之此時ヨリ松平

ヲ称シタマフ

出

寛保二年庚戌明矩公姫路江御所替ニ甘同年二月五日白

川御發駕にて江府溜池の御屋鋪へ入らせらる、時御年五歳、

同三年辛亥五月、御痘瘡を病みたまう

寛延元年戊辰十一月十七日、明矩公御逝去、時朝矩公御年十一歳、

同年十二月二十七日、堀田相模守殿御宅に於いて御遺領御相続

立爲仰付此時御同姓出羽守様御同道也、且又姫路ハ前

柄之義御幼年ニ付至來春御所替可文仰付之旨

同年己巳正月五日依召爲御名代御同姓出羽守様御

登城喜八郎君上州前橋江御所替ニ爲仰付

同月二十七日御席大廊下ニ就仰出

同年五月二十二日姫路御渡前橋御請取アリ

同年十一月十三日前橋御本城利根川流御城の方江久込

危有之ニ付御住居三ノ丸江御移之儀御老中本多伯耆守

正珍侯江女仰達之處同月二十七日以御奉書御願之通

立爲仰付

同年十二月十八日御登城被叙四品大和守と御改め

立爲仰付

同三年庚午十一月二十七日、御登城、松平土佐守山内豊

敷侯御息女御縁組御願いの通り仰せ付け為られる

同年十二月十二日、御縫脰

同七年丁丑五月三日、松平豊敷侯御息女御入輿

同八年戊寅正月十一日、御實名朝矩公と御改めあり

同九年己卯十月二十七日、藤井右京權太夫兼矩卿御息女

松萬殿爲養女從御城直三御入輿御年松平豊敷侯

同十三年癸未六月四日豆州熱海入湯同月二十五日御帰府

同年七月九日前橋御城利根川水筋恩鉢御城地江段々久

込御住居危有之ニ付御見分之儀兼テ御願之處今日御願

之通御見分女 仰付御使番佐野与八郎殿・御小姓組内藤  
主水殿差遣之旨 仰渡

同年八月十一日右之御丙士前橋江御着御見分相濟

明和二年乙酉十月十四日依石御登城來年若君様

御元服=付京都御使女為蒙

仰且又女任侍從之旨御老中女仰渡<sup>時御年二十歳</sup>

同三年丙戌五月八日御登城京都御殿 仰出黄金御

時服御馬御拝領 同月十一日武江御發駕 同月二十五日京師御着

同月二十八日阿部飛彈守殿ヨリ剪紙ヲ以來月朔日御參

内可次成旨 仰出

同年六月朔日織田對馬守殿阿部飛彈守殿御同道御參

内御目録之通御進獻御口上之赴<sup>江</sup>仰上<sup>江</sup>拜龍顏天

益御頂戴夫ヨリ 女院御所 親王御所 准后御方江御

參入上意之赴<sup>江</sup>仰上

同月四日御參 内音樂之上御饗應御頂戴<sup>アリ</sup>

同月七日御參 内御勅答<sup>アリ</sup> 仰出品々御拝領御殿

仰出

同月九日京師御發駕 同月二十五日江府御着

同月二十八日御登城 御勅答之赴<sup>江</sup>仰上

同四年丁亥閏九月十五日依召御登城於御前前橋

城川久ニ付武州川越城地被下之段蒙<sup>上意</sup>

同五年戊子三月二十五日川越城御受取アリ

同月十三日川越御初入アリ

同月六月十日於川越御逝去御壽三十一年

同月 日宿繼<sup>アリ</sup>以御病氣御尋之御奉書到來之處御逝去

後ニ付返上了アリ其後千太郎君依御願御奉書御頂戴し

同五年七月五日於孝顯寺御葬式奉葬城南仙波喜多院奉謚

靈鷲院殿枯華微笑大居士

御母公田畠氏女

文化二年乙丑二月二十四日御逝去御法号保壽院殿

奉葬下谷泰宗寺

宝曆八年戊寅五月三日御逝去奉葬貝塚万年山青松寺

御繼室藤井兼矩卿御息女

御法号清淨院殿蓮香無染大姫

文化二年乙丑四月二十日御逝去奉葬芝西應寺

の通り御見分仰せ付けられ、御使番佐野与八郎殿・御小姓組内藤  
主水殿差し遣わされの旨仰せ渡さる

同年八月十一日、右の御両士前橋へ御着き、御見分相済む

明和二年乙酉十月十四日、召しにより御登城、來年若君様

御元服につき、京都御使仰せ蒙りなされ、且つ又侍従に任せら

れるの旨御老中仰せ渡される、時御年二十八歳

同三年丙戌五月八日御登城、京都御暇仰せ出され、黄金・御

時服・御馬御拝領 同月十一日、武江御發駕、同月二十五日、京師御着

同月二十八日、阿部飛彈守殿より剪紙をもつて來月朔日御參

内ならるべき旨仰せ出さる

同年六月朔日、織田對馬守殿・阿部飛彈守殿御同道御參

内、御目録の通り御進獻、御口上の赴き仰せ上げられ、龍顔を拝

せられ 天益御頂戴、それより 女院御所 親王御所 准后御

方へ御参入、上意の赴き仰せ上げらる

同月四日、御参 内、音樂の上、御饗應御頂戴あり

同月七日、御参 内、御勅答仰せ出され、品々御拝領、御暇仰せ

出さる

同月九日、京師御發駕、同月二十五日江府御着

同月二十八日、御登城、御勅答の赴き仰せ上げらる

同四年丁亥閏九月十五日、召しにより御登城、御前に於いて前

橋城川欠につき武州川越城地下されの段上意を蒙る

同五年戊子三月二十五日、川越城御受け取りあり

同月十三日、川越城御初入りあり

同年六月十日、川越に於いて御逝去、御壽三十一年、

同月 日宿継<sup>アリ</sup>以御病氣御尋ねの御奉書到來の處、御逝去

後につき御返上あり、その後千太郎君御願いにより御奉書御頂戴

同年七月五日、孝顯寺に於いて御葬式、城南仙波喜多院に葬り奉

る、靈鷲院殿枯華微笑大居士と謚奉る

御母公田畠氏女

文化二年乙丑二月二十四日御逝去、御法号保壽院殿、下谷泰宗寺

に葬り奉る

御内室山内豊敷侯息女

御法号清淨院殿蓮香無染大姫

御繼室藤井兼矩卿御息女

文化二年乙丑四月二十日御逝去、芝西應寺に葬り奉る